

川崎市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業に係る利用者負担額減免要綱

3 1 川 こ 保 第 1 2 0 6 号

令和元年11月1日付市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、川崎市子ども・子育て支援法施行細則（平成26年川崎市規則第71号。以下「規則」という。）第11条に定める利用者負担額（以下「保育料」という。）の減免に関する手続等について、必要な事項を定めるものとする。

(減免基準)

第2条 市長は、教育・保育給付認定保護者若しくは扶養義務者の失業、疾病、罹災等不測の事態（以下「不測の事態」という。）により、当該世帯の所得の額が前年若しくは前々年（保育料算定の対象となる年をいう。）の所得の額の10分の7以下となる額に減少したこと、又は不測の事態による出費の額が教育・保育給付認定保護者若しくは扶養義務者の世帯の支出の額の10分の3以上となる額に増加したことにより、保育料の支払いが困難であると認めるときは、次の各号に定める事由に応じて、それぞれ減免する保育料の額を算定するものとする。

(1) 不測の事態により所得の額が前年又は前々年の所得の額の10分の7以下となる額に減少したとき 所得減少後の所得の額に基づき再計算した市町村民税所得割額に対応する階層の保育料の額を減免後の保育料の額とする。

(2) 不測の事態による支出の額が当該世帯の支出の額の10分の3以上とな

る額に増加したとき 支出増加額を収入の減少とし、前号に定める方法により算出した市町村民税所得割額に対応する階層の保育料の額を減免後の保育料の額とする。

(手続き)

第3条 保育料の減免を受けようとする者は、利用者負担額減免申請書（規則第9号様式）に失業、疾病、罹災等不測の事態による所得の減少又は支出の増加が生じたことを明らかにする具体的な証拠書類を添付し、その住所を所管する区長に提出する。

2 区長は、前項の申請書を受理したときは、必要な調査を行い、その事実を証明する関係書類を添付し、意見を付した上、市長に送付するものとする。

3 市長は、審査の上、減免の適否を決定し、利用者負担額減免決定通知書（規則第10号様式）又は利用者負担額減免却下通知書（規則第11号様式）により申請者及び区長に通知するものとする。

(減免の期間)

第4条 保育料の減免は、区長が申請書を受理した日の属する月の翌月分の保育料から実施するものとする。ただし、新たに保育料の認定が行われ、その保育料の適用開始月に申請書を受理した場合は、当該月から減免の適用を認めることができる。

2 減免の期間は、区長が申請書を受理した日以降に到来する当該年度の8月末日又は当該年度末のより直近を限度として定め、期間満了後、なお必要があるときは、その都度申請するものとする。

(減免すべき理由が消滅した場合)

第5条 減免すべき理由が消滅した場合は、申請者は、直ちに区長に届け出るものとする。

(減免の取消し)

第6条 市長は、減免の申請において虚偽の申告その他不正な行為があった場合は、減免を取り消すことができる。

(災害に係る特例的取扱い)

第7条 第2条の規定にかかわらず、集中豪雨等により市内の広域にわたって被害を受けた場合において、個々の罹災者に係る被害状況を短期間に認定することが困難であると市長が認めるときは、次の各号に掲げる罹災証明書に記載された被害の程度に応じ、当該各号に掲げる割合等を減免前の保育料の額に乗じて得た額と一致する階層の保育料の額又は得た額の直近下位の階層の保育料の額をそれぞれ減免後の保育料の額とする。

(1) 一部損壊 (10%未満) 10分の9

(2) 一部損壊 (準半壊) 10分の8

(3) 半壊 10分の5

(4) 大規模半壊 10分の3

(5) 全壊 0

(委任)

第8条 この要綱に定めるもののほか、減免の実施に関し必要な事項は、こども未来局長が定める。

附 則

この要綱は、令和元年11月1日から施行し、令和元年11月分の保育料から適用する。